

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(変更登録の添付書類) 第7条 法第20条の規定による変更の登録を申請しようとする者は、省令第14条の7第1項に規定する変更登録申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>取引主任者</u> が業務に従事する宅建業者の商号若しくは名称又は免許証番号の変更に係る場合にあつては、当該変更を証する書面	(変更登録の添付書類) 第7条 法第20条の規定による変更の登録を申請しようとする者は、省令第14条の7第1項に規定する変更登録申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>宅地建物取引士</u> が業務に従事する宅建業者の商号若しくは名称又は免許証番号の変更に係る場合にあつては、当該変更を証する書面
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。